

本支援事業対象国における事業実施に係る留意事項

※各事業・区分に関し留意事項がある国のみ掲載しています。		
国名	事業・区分	留意事項
イラン	共通	<ul style="list-style-type: none"> 2022年6月現在、核開発問題等にかかる経済制裁が継続中です。送金・代金決済、米国OFACの発行するSDNリスト(制裁対象リスト)に掲載されている個人・団体との取引の禁止等、制約が多くある状態となっています。事業提案の際は、十分な情報収集をはじめ、事前の準備にご留意願います。
インド	ビジネス化実証事業／普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> インド政府関係者がODA関連で海外へ渡航(日本への渡航を含む)する際にはインド政府内の承認が必要となり、同承認の取得は極めて困難であることから、本邦受入活動の実施は原則不可としています。(ビジネス化実証事業にて民間人を本邦に受け入れることは可) 事業実施に際し、中央省庁及びその傘下機関をカウンターパート(以下、C/P)とすると、文書のやり取り等で年単位の時間を要することもあり、事業の円滑な実施が困難となる可能性が高いことから、C/Pは各州政府、市政府、大学研究機関等とすることを推奨します。
インドネシア	共通	<ul style="list-style-type: none"> 内資企業保護の観点等から、外資企業のビジネス展開には以下の規制等があるため、提案前に実情を理解し、調査内容やビジネスモデルを検討することが必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> 現地法人の設立等には、最低投資額100億ルピア(土地建物除く)が必要(事業分野によっては外資出資比率も定められているため、詳細は投資省やJETROのホームページを参照)。 (2021年大統領令改正により)政府が調達を行う際は、インドネシア国内製品の調達が優先される。ただし、インドネシア内で調達できない、または調達要件を満たさない製品・サービス、海外の借款・無償に係る調達等は優先対象から除外される。
	ビジネス化実証事業	<ul style="list-style-type: none"> 機材を本邦へ持ち帰ることを前提とする調査においても、公的機関をC/Pにする場合、協議議事録への署名を求められる場合があり得ます(協議議事録の注意事項については、以下の普及・実証・ビジネス化事業の項目を参照)。

	普及・実証・ビジネス化事業	<p>普及・実証・ビジネス化事業の C/P がインドネシア政府(中央省庁・地方政府)の場合、下記の点にご留意願います。</p> <p>【協議議事録署名者に関して】</p> <p>以下の理由により、議事録署名に向けての調整に時間要することがあります(6カ月から1年以上)留意が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央政府が署名する場合 財務省規定により、C/P となる中央省庁との協議議事録の署名者は大臣もしくは大臣が署名権限を委譲した者とされており、中央省庁のみが署名を行う場合であっても、一部省庁においては、内容の確認及び、協議議事録署名に係る調整に時間を要する可能性があります。 ・ 地方政府が関与する案件の場合 権限を移譲された地方政府と中央政府、双方との調整、承諾が必要となり、協議議事録の調整に時間を要します。協議議事録へは地方政府が単独で署名をすることは認められておらず、分野所管の中央省庁の承認、署名が必要となります。 ※なお、国立大学、国営企業・国立病院を署名者とすることも可能です。 <p>【協議議事録の言語に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議議事録については、大統領令により英語に加えてインドネシア語でも作成することが定められています。同大統領令には、両言語の解釈に相違がある場合は英語を優先すると記載されています。 <p>【報告義務に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の進捗状況及び、プロジェクト予算とその支出状況を英語で1年に1回程度中央省庁へ報告する義務が発生します。同報告に付随して、事業終了後に問合せが入る場合もあります。 ・ 機材を譲与する際も、中央省庁へ報告する義務があります。地方政府も関与する案件の場合、機材譲与の調整に、6カ月～1年程度を要することもあります。
エクアドル	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交渉、手続き、事業実施・運営上の協議、議事録等の書類作成は、英語のみでの実施は一般的ではなく、スペイン語が基本となります。従って、先方機関との協議にあたっては、スペイン語通訳の傭上を推奨します。 ・ 凶悪犯罪が増加傾向にあります。外務省海外安全情報を参考にし、宿泊先に関しては事前に JICA 事務所に相談・連絡願います。

	ビジネス化実証事業／普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> 機材の持込みについては事前に C/P や JICA 事務所と持込み可否も含めて確認願います。 機材譲与を伴う提案の場合、協議議事録の内容について政府機関(提案事業の C/P)と合意するまで長時間をする傾向にあります。事業開始直後から、C/P の法務部等と機材譲与に係る具体的な手続きを事前に確認しておくことが推奨されます。
エチオピア	共通	<ul style="list-style-type: none"> 2021 年 11 月に国内全土を対象に発令していた非常事態宣言は解除されましたが、明確な停戦合意はなされておらず、今後も国内で不測の事態が発生するおそれは否定できません。情勢や治安については、外務省海外安全情報で最新情報を入手下さい。 エチオピア政府は、G20 による「債務支払猶予イニシアティブ (DSSI)後の債務措置に係る共通枠組」の下での債務措置を要請しており、今後債務措置の一環として、緊縮財政が必要となる可能性が高く、当面の間、政府関係機関を C/P とする場合には、先方の予算及び執行状況にもご留意願います。
ガボン	共通	<ul style="list-style-type: none"> 外務省海外安全情報からも確認できるように危険レベルはガボン国全土レベル1となっており、平和な国であるが、邦人を狙った空き巣やひったくり等の軽犯罪は、多く発生しています。 2023 年 8 月に大統領選挙が予定されており、治安悪化の懸念があります。前回 2016 年の大統領選挙時は、暴動や放火等によりガボン国内が不安定化し、海外協力隊を第三国へ予防的一時避難をさせた経緯があります。 事前の E ビザ申請による入国許可、または在日ガボン大使館でのビザの取得(郵送手続可)が必要です。機材持込みについても事前の申請が必要であり、両者ともに遅くとも渡航 1 か月前までには準備を開始することが望ましいです。
カンボジア	共通	<ul style="list-style-type: none"> 本邦から持ち込む資機材を使用した活動を行う場合、当国の法令上、通関・輸送に 2~3 月程度(免税手続きがある場合はさらに 1~2 か月追加)を要します。機材の輸入を含む提案の場合は、これらの必要月数を勘案し、スケジュール上余裕を持った計画を提案願います。
	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> C/P との協議議事録の署名には、数カ月～1 年程度の期間を要する場合があるため、入念な事前協議を行い、事業の全体像と双方の役割について十分な共通理解を得ることが重要です。 本邦から持ち込む資機材を使用する場合、C/P との協議議事録調整時に、主に以下の点について協議の上、合意する必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ■ プロジェクト終了時の当該資機材の取扱い

		<ul style="list-style-type: none"> ■ プロジェクト内で使用する資機材の免税適用及び輸入・免税手続の実施主体(可能な限り、C/P を実施主体として免税適用する方向で調整を行うことになりますが、免税適用の合意に至らない場合は、提案企業において資機材の輸入手手続きや関税納付及を行うことになるため、関税相当額をプロジェクト費用として計上する必要があります。)
キューバ	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務従事者がキューバに入国する場合、事前の査証取得が必要であり、必要な手続きに1ヶ月以上を要します。 ・ 資機材等の持込みや通関に際して、キューバ関係機関への申請手続き等が必要となり、特に通信機器、コンピューター機器については規制が厳しくなっています。業務従事者の派遣、機材の持込みについては、特に余裕を持った計画を提案願います。 ・ 米国による対キューバ経済制裁により、キューバとの商取引、機材の輸出入等に対し、米国政府が取引規制をかけているため留意が必要です。
ザンビア	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年11月に一部債務不履行に陥り、現在、G20による「債務支払猶予イニシアティブ(DSSI)後の債務措置に係る共通枠組」の下での債務措置を要請しています。今後、ザンビア政府は同債務措置の一環として緊縮財政を探るものとみられ、これに伴い、政府事業への予算も縮小されることが予想されます。当面の間、政府関係機関をC/Pとする場合には、先方の予算及び執行状況にもご留意願います。
スリランカ	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ スリランカ政府関係機関の担当者を本邦に受け入れる際は、スリランカ政府関係機関との協議議事録の署名が必要です。 ・ 経済悪化に伴い物価高騰や燃料不足が起きており、それに対する抗議活動が発生している地域もあります。渡航に際しては、治安状況や事業実施に支障がないか等について事前に十分な情報収集を行うようご留意願います。
普及・実証・ビジネス化事業		<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府関係機関(実施機関、主管省庁、対外援助局)から協議議事録への署名を得るために、以下の作業が必要となるため留意が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 提案法人が案件概要資料(英文による事業概要と製品・技術の説明を記入するもの、アウトラインプロポーザルと呼ばれる場合もある)を作成し、C/P の了承を得る。なお、案件概要資料に特定の様式は無いため、必要情報はC/Pに確認する必要がある。 ■ C/P から対外援助局(External Resources Department、以下「ERD」)に案件概要資料を提出し、協議議事録交渉を行うための了承を取り付ける(JICAスリランカ事務所にも

		<p>ERD 宛書類のコピーを送付)。案件概要資料提出から了承を得られるまでの期間の目安は 2 週間程度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 提案法人が Project Submission Formats (PSF) を入手 (提案法人と C/P で共同作成する。同時に協議議事録の協議を進める)。PSF のフォーマットは、国家計画局 (Department of National Planning、以下「NPD」) のホームページから入手可能。 (http://www.npd.gov.lk/index.php/en/) ■ C/P が NPD に PSF を提出し、ERD 及び財務省から了承を取り付ける。PSF 提出から了承を得られるまでの期間の目安は 1 カ月。 ■ 了承を取り付けた後、スリランカ政府関係機関と協議議事録に署名する。 <p>以上から、協議議事録署名まで 3 カ月程度、場合によってはそれ以上を要する可能性があるため留意が必要です。</p>
タイ	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議議事録の C/P(署名機関)として、中央省庁に限らず国立大学、国立病院、国立研究機関、地方行政機関等の公的組織も広く対象になり得るため、調整に要する時間等を考慮の上、適切な C/P を選定することが重要です。 ・ 協議議事録の署名では、C/P との調整に半年～1 年以上を要するため留意が必要です。 ・ 協議議事録の作成時、C/P によっては英語に加えてタイ語での作成を求められる場合があります。
ドミニカ共和国	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情勢や治安については、外務省海外安全情報で最新情報を入手ください。また、交通事故や激しい交通渋滞も社会問題となっています。 ・ 当国では案件開始に際し、先方政府からの了承取り付けが必要であり、本邦企業、C/P、経済企画開発省 (MEPyD)、JICA の 4 者が署名者となります。 ・ 一般入国(観光、商用、通過)については、無査証で最大 90 日間滞在が可能です。機材持込みについては、協議議事録にて取り扱いについて合意することになります。 ・ 各種交渉、手続き、事業実施・運営上の重要な協議、協議議事録等の書類作成については、英語のみでの実施は一般的ではなく、スペイン語が必須となります。先方機関との協議にあたっては、スペイン語通訳の備上を推奨します。 ・ 実際の C/P とは別に、JICA が行うすべての事業は国際協力関連窓口である経済企画開発省 (MEPyD) を通じて調整する取決めとなっているため、比較的早い段階でコンタクトをとることが推奨されます。

ネパール	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> 協議議事録署名について、地方政府が単独で協議議事録の署名者となることは認められておらず、分野所管の中央省庁の承認、署名が必要であるため、ネパール政府との調整に時間を要することがあり留意が必要です。 そのため、協議議事録署名まで 1 年以上を要する可能性があり留意が必要です。
パキスタン	共通	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業、普及・実証・ビジネス化事業に係る現地業務を開始するにあたっては、援助窓口官庁である経済省(Economic Affairs Division: EAD)を通じて、連邦政府又は州政府関係機関(実施機関、主管省庁)から要請書を取り付ける必要があります。そのため、採択から契約までに通常 3~4 カ月程度を要するため留意が必要です(内容等により 6 カ月以上を要する場合もあり)。
パプアニューギニア	共通	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を行うにあたっては、投資促進庁(IPA)に投資促進庁証明書を提出する必要があります。 投資促進法により自国民のみに認められている事業活動も存在するため、事前に投資促進庁に確認を行う必要があります(詳細は、以下の PAPUANEWGUINEA 投資ガイドブックを参照ください)。 https://www.jica.go.jp/png/ku57pq0000046des-att/investment_guide_ja.pdf
バングラデシュ	共通	<ul style="list-style-type: none"> 2016年に発生したダッカ襲撃テロ事件以降、他国よりも条件の厳しい安全対策措置に則って活動いただいている。現地では十分な安全管理・対策[例:チーム内の安全管理・緊急連絡体制の構築、指定ホテルへの宿泊、移動制限(日中に限る、車両移動に限る等)、地方出張の許可取得、GPS 携帯の携行、現場活動時の警察警護等]を行い、警戒して活動を進めることが必要になるため、予め当該国に適用している JICA の安全対策措置を十分確認の上、活動を計画するようお願いします。
	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> C/P との協議議事録の署名には、数カ月～1 年以上を要する場合があるため、入念な事前協議を行い、事業の全体像と双方の役割について十分な共通理解を得ることが重要です。
ブラジル	ビジネス化実証事業／普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ブラジルへの機材輸入にあたっては、合計税率が 70～100% となる関税等の間接税が課税されるため、事業計画では同課税分も考慮した予算計上が必要となります。 高額機材を現地調達する場合法人登録番号(CNPJ)の取得が必須となり、同取得には数カ月～6 カ月程度を要します。外部人材としてブラジルで CNPJ を持つ現地パートナー企業を配置し、同企業を通じて機材調達を行う等、機材調達を円滑に実施できる体制を整えた上で提案願います。

		<ul style="list-style-type: none"> C/P との協議議事録等は、英語の他にポルトガル語での作成を求められることが多いです。また、署名には数ヶ月～1 年程度要する場合があるため、入念な事前協議を行い、事業の全体像と双方の役割に係る十分な共通理解を得ることが重要です。
ベトナム	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> 事業の開始にあたっては、ベトナムの政令(DecreeNo.80/2020/ND-CP)に則った承認を得る必要があります。 具体的には、政府関係機関(提案事業の C/P)がその管轄機関(管轄省庁または活動地の地方人民委員会)に活動承認申請を行い、承認決定書を得る必要があります。 C/P による活動承認申請には、事業実施に関する詳細情報を取り纏めたプロジェクトドキュメント等の書類が必要となります。これら書類の提出から承認決定書が得られるまで、最短で 20 営業日を要するとされていますが、C/P の対応や書類不備による差し戻し、審査関係機関数等により 2 ル月程度、場合によっては半年以上を要します。
ベナン	共通	<ul style="list-style-type: none"> 提案企業にて調査や事業(F/S 含む)を実施するために必要な許可(関係省庁からの書簡で可)を取付ける必要があります、通常 1 ル月程度要します。なお、JICA ベナン支所が当該事業について関係省庁に事前にインプットすることも可能ですので、採択後速やかに JICA ベナン支所へ連絡をお願い致します。
ボリビア	ビジネス化実証事業／普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> 本邦から持ち込む資機材を使用した普及・実証活動を行う場合、当国の法令上、通関・輸送に 10 ル月程度(内容により 1 年以上)を要します。機材の輸入を含む提案の場合は、スケジュール上余裕を持った計画を提案願います。 商習慣や税制については、以下の「ボリビア投資ガイド(2020 年 3 月)」を参照願います。 https://www.jica.go.jp/bolivia/ku57pq0000046d10-att/investment_guide_202003.pdf 各種交渉、手続き、事業実施・運営上の重要な協議、協議議事録等の書類作成については、英語のみでの実施は一般的ではなく、スペイン語が必須となります。先方機関との協議にあたっては、スペイン語通訳の傭上を推奨します。
マレーシア	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> 協議議事録の相手国側署名者が中央政府となる場合、外国機関との覚書締結承認に係る法令上、閣議での了承を取ることが必要となり、案件開始以前に多大な時間と労力を要することが想定されるため、案件実施体制の構築においては留意が必要です。

南アフリカ共和国	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> C/P との協議議事録の署名には、数ヶ月～1 年以上を要する場合があるため、入念な事前協議を行い、事業の全体像と双方の役割について十分な共通理解を得ることが重要です。 薬剤や試薬及び医療機器の供与/販売においては、南アフリカ医療製品規制庁(SAHPRA: South African Health Products Regulatory Authority)への事前登録が必要となります。 凶悪犯罪が高水準で発生しているため、外務省海外安全情報を参考にし、事業実施工場を検討願います。
メキシコ	共通	<ul style="list-style-type: none"> 各種交渉、手続き、事業実施・運営上の重要な協議、協議議事録等の書類作成については、英語のみでの実施は一般的ではなく、スペイン語が必須となります。先方機関との協議にあたっては、スペイン語通訳の備上を推奨します。
	ビジネス化実証事業／普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> 機材譲与を伴う提案の場合、協議議事録の内容について連邦政府機関と合意するまで長時間をする傾向にあります。事業開始直後から、C/P の法務部等と機材譲与に係る具体的な手続きを事前に確認しておくことが推奨されます。 C/P を連邦政府機関とする場合、譲与に関する承認手続きに長時間を要することが想定されるため、機材に関しては譲与ではなく借料で対応することも併せて検討願います。

ここに留意事項を記載していない国も含め、C/Pによっては、協議議事録の署名に長時間をする可能性があるため、事前にC/Pと具体的な署名プロセスについて協議を進めておくことを推奨します。

上記の国に限らず、応募に際しては、必ず当該国のJICA安全対策措置をご確認の上、同措置を踏まえた事業提案をお願いいたします。